参考資料

バリアフリー法の概要について

ハートビル法（平成6年施行）
特定建築物のバリアフリー化に関する法律

交通バリアフリー法（平成12年施行）
公共交通機関のバリアフリー化に関する法律

2つの法律を統合

バリアフリー法（平成18年12月施行）

平成30年5月25日に改正法を公布　（※法改正のポイントは裏面に記載）

公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進

・以下の施設について、新設・改良時のバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合義務。また、既存の施設について、基準適合の努力義務　など

旅客施設及び車両等　道路　路外駐車場　都市公園　建築物

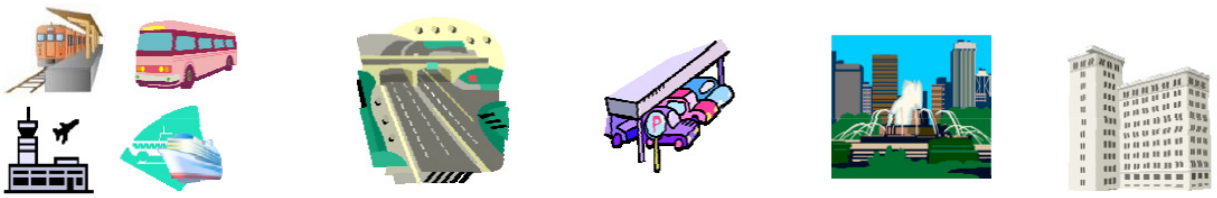

地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

・市町村が作成する基本構想に基づき、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置
○基本構想策定時の協議会制度
○住民等からの基本構想の作成提案制度

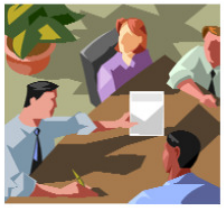

重点整備地区における移動等の円滑化のイメージ

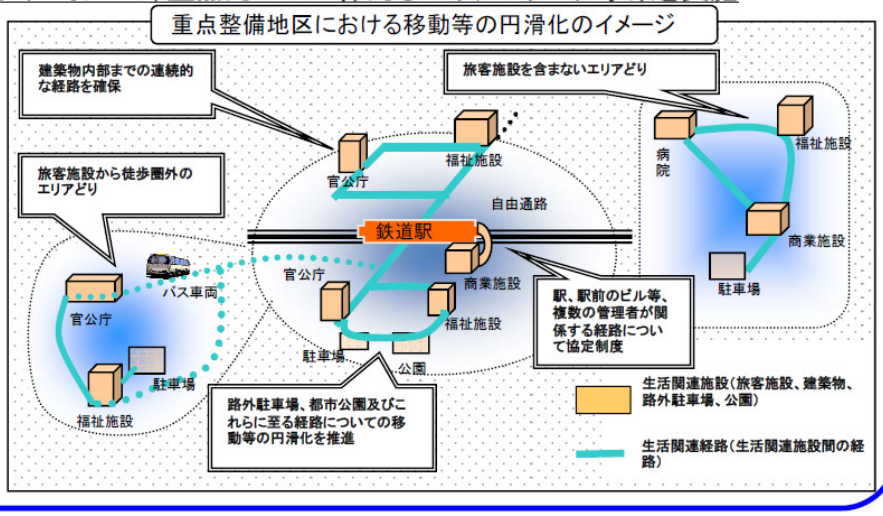

心のバリアフリーの推進

・国民の責務として，バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め，バリアフリー化の実施に関する国民の協力を得る「心のバリアフリー」を推進

バリアフリー法改正（平成 30 年 5 月）の主な内容

○　理念規定を設け，**「共生社会の実現」，「社会的障壁の除去」**を明確化

○　「心のバリアフリー」として，**高齢者，障害者等に対する支援（鉄道利用者による声かけ等）**を明記

○　公共交通事業者等のハード対策に加え，接遇・研修のあり方を含む**ソフト対策のメニューを国土交通大臣が新たに作成**

○　公共交通事業者は，**ハード・ソフト計画の作成・取組状況を報告・公表**

○　市町村がバリアフリー方針を定める**マスタープラン制度**を創設
（京都市ではバリアフリー化の方針を定める「全体構想」を策定している）

○　近接建築物との連携による既存地下駅等のバリアフリー化を促進するため，**協定制度及び容積率特例**を創設

○　**貸切バス・遊覧船等**の導入時における**バリアフリー基準適合を義務化**

○　建築物等の**バリアフリー情報の提供を新たに努力義務化**

○　障害者等の参画の下，施策内容の評価等を行う会議の開催を明記
（京都市では事業の進ちょく管理や関係者間の情報共有を目的として，毎年，「京都市交通バリアフリー推進会議」を開催）